

【重要】

事前検討の実施や検討方法は各推進部会の方針に一任しています。
ここで記載はしているのは、事前検討をする場合の参考手順です。

平成23年12月8日
平成28年11月22日 修正

推進部会における「成果情報」の事前検討制の基本型

九州沖縄農業試験研究推進会議事務局
(九州沖縄農業研究センター)

1. 推進部会(以下「部会」という。)に「成果情報」を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、成果情報素稿と、紙面の都合で掲載できない研究方法及び結果の資料を部会長に提出する(印刷物で提出の場合 各3部)。
2. 部会長は、素稿受領後2名の事前検討委員を選任して素稿等を送付し、事前検討を依頼する。なお、事前検討委員の選定に当たっては、当該「成果情報」に係る研究分野の専門家とするが、原則として当地域内の国研研究機関の主席研究員あるいは上席研究員等から1名、公立研究機関の研究部長(または相当職)1名をもってこれに充てる。
3. 事前検討委員は、以下の事項について検討し、素稿に指導的観点からのコメント・要修正点等を記入して部会長に返送する。
 - 1)内容、図、表及びその説明、分類の妥当性、構成等
 - 2)様式、体裁、表現、用語
4. 部会長は、事前検討結果をとりまとめ、提出者へ修正を指示する。
5. 提出者は、それを基に一次修正稿を作成し、指定された部数を部会長へ送付する。
6. 部会長は、各提出者より再提出された一次修正稿をとりまとめて、成績・設計検討会または推進部会へ提出する。

